日本国籍法　チャート式図解

©国際結婚を考える会 JAIF

自己の意思によらず、出生*や認知、養子縁組や外国国籍法の改正などにより自動的に外国籍も取得し複数国籍になる場合　※　2，3，17条

日本国外で出生の場合

日本国内で出生の場合

出生から3か月以内に国籍留保届　※　12条

提出しない　日本国籍喪失

提出する　日本国籍留保　※

未成年のうちに日本に移住後、日本国籍の再取得　※　17条

複数国籍（又は成人）になってから2年以内に国籍選択　※

相手国の国籍法により又は、両親が無国籍の場合は日本国籍のみ

外国籍を選択し日本国籍を離脱

日本国籍選択届

※　14，15，16条

提出する　※

提出しない　※

外国籍を離脱し日本国籍のみになる

外国籍離脱の努力義務　※　16条

選択届の提出はいつでも罰則なくできる。催告の可能性があるが、これまで催告が行われたことはない　※　15条

日本人が自己の意思で外国籍を取得した場合（複数国籍になる時点はない）　11条

日本国籍喪失届

提出しない

戸籍に除籍の記載がないが法律上は国籍喪失しているので日本旅券などを使えば旅券法違反などになる

提出する

戸籍謄本に除籍の旨が記載される

日本に帰国の場合は外国人として滞在、その後簡易帰化が可能

簡易帰化で日本国籍取得

原国籍国が日本のように外国籍取得の時に国籍自動喪失規定を持っている場合は日本国籍のみ

日本国籍取得前に原国籍離脱を求められた場合は日本国籍のみ

原国籍離脱を求められずに日本に帰化した場合は複数国籍　※

外国人が日本に帰化した場合　4～10条

原国籍国が日本のように外国籍取得の時に国籍自動喪失規定を持っている場合、日本国籍のみ

日本国籍取得前に原国籍離脱を求められた場合は日本国籍のみ

原国籍離脱を求められずに日本に帰化した場合は複数国籍　※

※　複数国籍状態を示す

全ての複数国籍状態の人は「日本国籍選択届」の部分につながります。

＊出生による自動的な複数国籍には、両親から異なった国籍を受け継ぐ場合と、日本人同士の両親でも生地主義の国で出生した場合があります。

作成：2021年2月4日　国際結婚を考える会JAIF
更新：2021年12月5日